第十一条の七の二第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第七号の規定により組合及び市町村連合会が同法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用するために必要となる情報システムの開発及び運用に関する事業

第十一条の十六第二項中「市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く」に改める。

附則第五条の七中「においては、」の下に「市町村連合会が長期経理の余裕金を指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合若しくは都市職員共済組合に貸し付ける場合又は」を、「組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「又は市町村連合会」を「若しくは市町村連合会」に改め、「については、」の下に「第十一条の四第二項及び」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

（平成二十七年九月三十日までの全国市町村職員共済組合連合会の業務に係る特例）

第二条　この省令の施行の日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行の日の前日までの間における改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第七条及び第十一条の三の二から第十一条の四までの規定の適用については、第七条第一項第二号、第十一条の三の二及び第十一条の三の四（見出しを含む。）中「市町村連合会を組織する組合」とあり、並びに第十一条の三の三の見出し中「構成組合」とあるのは「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合」と、第十一条の四第二項中「市町村連合会を組織する組合に属する」とあるのは「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に属する」とする。

規　則

○会計検査院規則第九号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十一月二十一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局司法検査課の事務分掌事項欄中「法務省及び日本司法支援センター」を「国家公安委員会、法務省、日本司法支援センター及び自動車安全運転センター」に改め、同局総務検査課の事務分掌事項欄中「国家公安委員会」及び「、自動車安全運転センター」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○原子力規制委員会規則第六号

薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）第一条の規定に基づき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十一月二十一日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第八号イ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品」に改める。

附　則

この規則は、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。